

国際民間航空条約第五十六条の改正に関する千九百八十九年十月六日にモントリオールで署名された議定書

国際民間航空条約第五十六条の改正に関する千九百八十九年十月六日にモントリオールで署名された
議定書

国際民間航空機関の総会は、

千九百八十九年十月六日にモントリオールにおいてその第二十七回会期として会合し、

航空委員会の委員の数を増加することが締約国の一般的な希望であることに留意し、

航空委員会の委員の数を十五から十九に増加することが適当であると考え、

このため、千九百四十四年十二月七日にシカゴで作成された国際民間航空条約を改正することが必要であると考えて、

次の決定を行う。

1 国際民間航空条約第九十四条(a)の規定に従い、同条約の次の改正案を承認する。

「第五十六条中「十五人の委員」を「十九人の委員」に改める。」

2 国際民間航空条約第九十四条(a)の規定に従い、百八の締約国の批准によって1に規定する改正案が効力

を生ずることを定める。

3 国際民間航空機関事務局長がひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により1に規定する改正案及び次の事項を含む議定書を作成することを決議する。

(a) 総会の議長及び事務局長が当該議定書に署名すること。

(b) 国際民間航空条約を批准し、又は同条約に加入した国による批准のために当該議定書を開放しておくこと。

(c) 国際民間航空機関に批准書を寄託すること。

(d) 当該議定書が、百八番目の批准書が寄託された日に、当該議定書を批准した国について効力を生ずること。

(e) 国際民間航空機関事務局長が、すべての締約国に対し、当該議定書の批准書の寄託の日を直ちに通報すること。

(f) 国際民間航空機関事務局長が、すべての締約国に対し、当該議定書の効力発生の日を直ちに通報すること。

(g) 当該議定書の効力発生の日の後に当該議定書を批准する締約国については、当該議定書が、当該締約

国が国際民間航空機関に批准書を寄託した日に効力を生ずること。

よつて、総会の以上の決定に基づき、

国際民間航空機関事務局長は、この議定書を作成した。

以上の証拠として、国際民間航空機関の総会の第二十七回会期の議長及び事務局長は、総会から委任を受けて、この議定書に署名する。

千九百八十九年十月六日にモントリオールで、ひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により本書一通を作成した。この議定書は、国際民間航空機関に寄託しておくものとし、同機関の事務局長は、千九百四十四年十二月七日にシカゴで作成された国際民間航空条約のすべての締約国に対しその認証謄本を送付する。

総会第二十七回会期議長

A・アレグリア

事務局長

S・S・シドゥー